技 第 7 2 1 号 平成29年3月31日

隠岐支庁各関係局長 農林水産部各関係課長 農林水産部各関係地方機関の長 土木部各関係課長 土木部各地方機関の長

土木部技術管理課長

コンクリート構造物におけるひび割れ誘発目地の設計・積算について(通知)

「2012年制定コンクリート標準示方書(設計編)」(以下「示方書」という。)では、初期ひび割れに対する照査方法や、照査を踏まえてのひび割れ誘発目地の設置方法について規定されています。

適切にひび割れ誘発目地を設置することは、コンクリート構造物の品質確保の方策の一つであるため、設計及び施工段階における設計・積算の取扱いを、下記のとおりとするので関係職員へ周知願います。

なお、各市町村へは別途参考送付しています。

記

1 対象

農林水産部及び土木部が発注する工事及び委託業務(建築工事及び建築工事に係る委託業務を除く)

2 内容

(1) 設計段階

セメントの水和に起因するひび割れが構造物の所要の性能に影響を与えると考えられる場合は、示方書で定められている「セメントの水和に起因するひび割れの照査」を行い、必要があればひび割れ誘発目地を設計すること。

ただし、各種技術基準その他各所管課が定める規定によりひび割れ誘発目地を設計する場合は、この照査を省略できるものとする。

なお、委託業務で温度応力解析を行う場合は、この費用を積上げ計上すること。

(2) 施工段階

工事受注者から、温度応力解析による温度ひび割れに関する検討の実施協議があった場合において、発注者が必要と認めるときは、検討に係る費用を設計変更の対象とすること。

また、ひび割れ誘発目地の構造及び位置に係る変更協議があった場合において、 発注者が必要と認めるときは、これを設計変更の対象とすること。

3 適 用

本通知発出以降、対応可能な工事及び委託業務に適用する。

4 その他

本通知は技術管理課のホームページに公表します。 また、職員ポータルライブラリに次の名称で登録します。

・01-03-356【設計積算基準関連通知】コンクリート構造物におけるひび割れ誘発目地の設計・積算について